

特別簡易型総合評価落札方式に関する説明書

1. 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、「2. 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

2. 総合評価の方法

(1) 評価値の算出方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算出する。

$$\text{評価値} = \text{評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000$$

(2) 評価点の配点

ア 評価点＝標準点＋加算点

イ 標準点は、技術的能力を満たした者に対し、100点が与えられる。

ウ 加算点は、23点満点とし、施工能力等に応じて与えられる。

3. 技術的能力の審査

総合評価落札方式に関する技術資料の評価は、公告2. に示す技術的能力（入札参加資格要件）を満たす者のみにについて行う。技術的能力（入札参加資格要件）を満たさない者は無効とし、技術資料の評価を行わない。

4. 技術資料の評価

(1) 技術資料の評価は、別添「加算点申告表」及び「特別簡易型総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書」の中で行うものとする。

(2) 技術資料の評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

評価項目			評価基準	配点
企 業 の 能力	1－1	同種工事 ^{*1} の施工実績 (過去5年以内)	4件以上	3
			2～3件	2
			1件	1
			実績なし	0

	1-2	土木一式工事の工事成績（豊橋市における過去2年間に完成させた同一業種の平均点）	（計算式） 評価点 = 5点 × （工事成績点 - 65） ／（最高工事成績点 - 65） （65点未満は、0点と見なす。）	最高 5点
	1-3	令和6年度、7年度の土木一式工事における優良工事施工業者	優良工事施工業者として豊橋市ホームページへの掲載あり	2
			国、都道府県の優良施工業者としての表彰者	1
			上記以外	0
	1-4	ISO9001	認証あり	0.5
			認証なし	0
	1-5	工事成績で過去1年間 ^{※2} の実績 （豊橋市における全業種の工事成績）	60点以上65点未満実績あり	-1
			60点未満実績あり	-2
配 置 予 定 技 術 者 の 能 力	2-1	同種工事 ^{※1} の施工実績 （過去5年以内）	2件以上	2
			1件	1
			実績なし	0
	2-2	土木一式工事の工事成績（豊橋市における過去2年間に完成させた同一業種の平均点）	（計算式） 評価点 = 3点 × （工事成績点 - 65） ／（最高工事成績点 - 65） （65点未満は、0点と見なす。）	最高 3点
	2-3	保有資格	① 1級建設機械施工管理技士 ② 1級土木施工管理技士 ③ 技術士【建設・農業「農業農村工学」・水産「水産土木」・森林「森林土木」・総合技術監理（建設・農業「農業農村工学」・水産「水産土木」・森林「森林土木」）】	2
			上記以外	0
	2-4	継続教育（CPD）の取り組み	推奨単位 ^{※3} 以上取得	2
			推奨単位 ^{※3} の2分の1以上取得	1
			推奨単位 ^{※3} の3分の1以上取得	0.5
			上記以外	0
	2-5	工事成績で過去1年間 ^{※2} の実績 （豊橋市における全業種の工事成績）	60点以上65点未満実績あり	-1
			60点未満実績あり	-2
企 業 の 地 域 性、 社 会 性 等	3-1	ISO14001 又はエコアクション21	認証あり	0.5
			認証なし	0
	3-2	災害時応急対策業務協定	豊橋市又は豊橋市上下水道局との協定あり	1
			豊橋市又は豊橋市上下水道局との協定なし	0
	3-3	障がい者の雇用	法定以上の雇用あり	0.5
			法定以上の雇用なし	0

	3-4	更生保護の協力雇用主 登録	登録あり	0.5
			登録なし	0
	3-5	豊橋市消防団協力事業 所表示制度	豊橋市から表示証の交付あり	0.5
			豊橋市から表示証の交付なし	0
	3-6	豊橋市子育て応援企業 認定	認定あり	0.5
			認定なし	0
	3-7	健康経営事業所の認定	認定あり	0.5
			認定なし	0
	3-8	若者技術者(40歳未満) 又は女性技術者の配置	配置予定あり	0.5
			配置予定なし	0
	3-9	災害時の事業継続計画 (BCP)の認定	中部地方整備局又は中小企業庁の認定あり	0.5
			中部地方整備局又は中小企業庁の認定なし	0
ただし、3-1 から 3-9 までの 9 項目の上限を 3.5 点とする。				
合 計				23

※1 同種工事とは、元請として施工した道路改良（新設含む）における土木一式工事で請負金額 5,000 万円以上の工事

※2 過去 1 年間とは、当該工事を入札公告する前年度から当該年度の入札公告日までを加えた期間とする。

※3 推奨単位とは、建設系 CPD 協議会加盟団体のうちから選定した 1 団体における推奨単位（団体ごとに異なる）

(3)申請書に関する留意事項

様式	評価 項目	留意事項
入札参加資格 確認申請資料 (様式 1)	—	① 配置予定技術者欄には、この工事に配置を予定する技術者を必ず記入する。 ② 資格等の要件を満たす複数の配置予定技術者を申請することができる。<u>この場合の審査については、各配置予定技術者のうち資格等の評価が最も低い者で評価するので留意すること。</u> ③ 施工実績欄には、入札参加資格要件を満たす施工実績（CORINS（コリンズ）登録対象工事に限る。）を必ず記入する。ただし、添付書類により内容を証明できるものに限る。 ④ 建設工事共同企業体で施工した工事については、出資比率に施工した工事の請負金額を乗じたものが、同種工事金額以上である場合、施工実績とすることができる。
企業の能力に 関する申告書 (様式 2)	1-1	① 同種工事の施工実績の件数に応じ、評価する。 ② 評価対象期間は、<u>令和 3 年 4 月 1 日以降、公告時まで</u>に完成させた工事とする。 ③ 評価の対象は、CORINS（コリンズ）に登録されている同一業種（土木一式工事）の工事のみとし、未登録の工事は対象としない。

		④ 建設工事共同企業体で施工した工事については、出資比率に施工した工事の請負金額を乗じたものが、同種工事金額以上である場合、施工実績とすることができる。
1-2		① 土木一式工事の工事成績は、豊橋市（豊橋市上下水道局及び豊橋市民病院を含む。以下、同じ。）発注工事における令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完成させた本工事の業種にかかるもの（※）をいう。 （※）<u>契約検査課ホームページ</u>→<u>公共工事の検査等</u>→<u>公共工事の検査等</u>「工事成績の公表」欄の「令和 6 年度工事成績評定点」及び「令和 7 年度工事成績評定点」に記載された工事全てが対象（http://www.city.toyohashi.lg.jp/7290.htm） ② 工事成績点は当該業者の上記期間における工事成績の平均（※）である。 （※）平均は小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで出し計算すること。 ③ 最高工事成績点は土木一式工事等級 A 格付の業者の最高点であり、85.00 点である。なお、令和 6 年度、7 年度の成績が共にない業者の工事成績点は 65 点とみなす。 ④ 評価点は小数第 2 位を四捨五入する。 ⑤ ①に掲げる工事の内、65 点未満の工事がある場合は、この項目の評価は 0 点とする。
1-3		優良工事施工業者として豊橋市ホームページへの掲載、又は、国、都道府県の優良施工業者としての表彰の有無に応じ評価する。評価はどちらか一方のみとし、重複評価はしない。 ○優良工事施工業者として豊橋市ホームページへの掲載について ① 豊橋市発注の工事において、優良工事施工業者として、豊橋市ホームページに掲載された同一業種（土木一式工事）の工事の評価する。 ② 評価対象期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完成させた工事とする。 ○国、都道府県の優良施工業者としての表彰などの有無について ① 国又は都道府県から同一業種（土木一式工事）の工事の優良施工業者（工事成績に係る表彰に限る。）として、表彰、ホームページへの掲載などの有無に応じ評価する。ただし、表彰状の写し、掲載されたホームページの画面印刷などで、優れた工事成績に基づく優良施工業者であることの証明ができる場合に限る。 ② 評価対象期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完成させた工事とする。
1-4		① ISO9001 の認証を受けている場合、評価する。
1-5		① 豊橋市発注工事における全業種の工事成績において、令和 7 年 4 月 1 日から入札公告日までの完了工事について、60 点以上 65 点未満の実績がある場合は－1 点とし、60 点未満の実績がある場合は

		ー 2 点とする。
配置予定技術者の能力に関する申告書 (様式 3)	2-1	① 同種工事の施工実績の件数に応じ、評価する。 ② 配置予定技術者が「主任技術者」、「監理技術者」又は「現場代理人」であったものを評価の対象とする。ただし、「現場代理人」の場合は、実績 1 件につき 0.5 件の評価とする（1 件未満の端数は切り捨てとする。）。 ③ 評価対象期間は、令和 3 年 4 月 1 日以降、公告時までに完成させた工事とする。 ④ 評価の対象は、CORINS(コリンズ)に登録されている同一業種（土木一式工事）の工事のみとし、未登録の工事は対象としない。 ⑤ 建設工事共同企業体で施工した工事については、出資比率に施工した工事の請負金額を乗じたものが、同種工事金額以上である場合、施工実績とすることができる。 ⑥ 工事の途中で交代している場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した実績を認める。ただし、「監理技術者制度運用マニュアルについて」で定める「専任を要しない期間は」従事期間から除くことができる。
	2-2	① 土木一式工事の工事成績は、豊橋市発注工事における令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに完成させた本工事の業種にかかるもの（※）で、主任（監理）技術者を務めたものをいう。 （※）契約検査課ホームページ→公共工事の検査等→公共工事の検査等「工事成績の公表」欄の「令和 6 年度工事成績評定点」及び「令和 7 年度工事成績評定点」に記載された工事全てが対象 (http://www.city.toyohashi.lg.jp/7290.htm) ② 工事成績点は当該技術者の上記期間における工事成績の平均（※）である。 （※）平均は小数第 3 位を四捨五入し、小数第 2 位まで出し計算すること。 ③ 最高工事成績点は土木一式工事等級 A 格付の業者の技術者の最高点であり、90.00 点である。なお、令和 6 年度、7 年度の成績が共にない技術者の工事成績点は 65 点と見なす。 ④ 評価点は小数第 2 位を四捨五入する。 ⑤ ①に掲げる工事の内、65 点未満の工事がある場合は、この項目の評価は 0 点とする。
	2-3	① 配置予定技術者が保有する資格のうち、発注する工事の建設業法の種類に適合した資格に応じ、評価する。 ② 評価の対象は、1 級建設機械施工管理技士、1 級土木施工管理技士、技術士【建設・農業「農業農村工学」・水産「水産土木」・森林「森林土木」・総合技術監理（建設・農業「農業農村工学」・水産「水産土木」・森林「森林土木」）】とし、職業能力開発促進法の 1 級資格は、評価の対象としない。 ③ 評価は、入札参加資格確認申請資料（様式 1）により行う。

	2-4	① 配置予定技術者が、建設系 CPD 協議会加盟団体が実施している継続教育（CPD）の取組みのうち、選定した 1 団体のみについて推奨単位以上、推奨単位の 2 分の 1 以上、推奨単位の 3 分の 1 以上を取得している場合、評価する。 ② 推奨単位は、加盟団体ごとの推奨単位とする。（加盟団体、年間推奨単位等は、建設系 CPD 協議会のウェブサイト等により確認を行うこと。） ③ CPD 実績証明書等の証明日は、入札公告日の 6 か月前から特別簡易型総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書提出日の前日までとし、証明期間は、証明日までの 1 年間とする。なお、証明発行団体以外の団体の取得単位は、CPD 単位の相互認証を受ける場合のみ証明書発行団体の証明に含めることとする。
	2-5	① 豊橋市発注工事における全業種の工事成績において、令和 7 年 4 月 1 日から入札公告日までの完了工事について、60 点以上 65 点未満の実績がある場合は－1 点とし、60 点未満の実績がある場合は－2 点とする。
企業の地域性 社会性等 (様式 4)	3-1 から 3-9 については、9 項目の合計点の上限を 3.5 点とする。	
	3-1	① ISO14001 又はエコアクション 2.1 認証を受けている場合、評価する。
	3-2	① 豊橋市又は豊橋市上下水道局と「災害時における応急対策の協力に関する協定」を締結している場合、評価する。 (ただし、公益社団法人日本水道協会愛知県支部長と愛知県管工事業協同組合連合会長との間で締結された「災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定書」についても対象とする。) ② 豊橋市又は豊橋市上下水道局と締結された協定であれば協定の種別は問わない。 ③ 締結している協定が、各団体と締結された協定である場合は、最新の団体の会員名簿の写し、又は、団体が発行した団体会員であることの証明書（様式は任意とする）を添付すること。個別の企業と締結された協定である場合は、協定書の写しを添付すること。
	3-3	① 障がい者雇用について、次のいずれかの場合、評価する。 ア 公共職業安定所に障がい者雇用状況報告書の提出義務のある者（常用雇用労働者の数が 37.5 人以上の者）は、障がい者の実雇用率が 2.7%以上 イ ア以外の者（常用雇用労働者の数が 37.5 人未満の者）は、障がい者雇用の数が 1 名以上 対象については、厚生労働省「障害者雇用率制度」に準ずるものとする。 ② ①アに該当する場合（常用雇用労働者の数が 37.5 人以上の場合）は、公共職業安定所に提出する雇用に関する状況表の写しを添付すること。

		③ ①イに該当する場合（常用雇用労働者の数が 37.5 人未満の場合）は、障害者手帳、雇用している従業員証等の写しを添付すること。なお、申請は該当する障がい者の同意を得たうえで行うこと。
	3-4	① 協力雇用主（犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主）として保護観察所に登録がある場合評価する。なお、雇用の有無は問わない。 ② 「登録あり」として申請した者については、豊橋市で保護観察所に確認を行う。
	3-5	① 豊橋市消防団協力事業所表示制度において、豊橋市から表示証の交付を受けている場合、評価する。 「表示証の交付あり」として申請した者については、市で確認を行う。
	3-6	① 豊橋市子育て応援企業として、豊橋市から認定証の交付を受けている場合、評価する。 「認定あり」として申請した者については、市で確認を行う。
	3-7	① とよはし健康宣言事業所の認定（豊橋市・豊橋商工会議所） ② 健康経営優良法人の認定（日本健康会議） ①、②の <u>両方</u> の認定を受けている場合に評価する。
	3-8	① 配置予定技術者が若者技術者（本公告日において満 40 歳未満である者）又は女性技術者である場合、評価する。
	3-9	① 中部地方整備局事業継続力認定制度において、中部地方整備局から認定証の交付を受けている。 ② 中小企業庁事業継続力強化計画認定制度において、中小企業庁から認定を受けている。 ①、②の <u>いずれか</u> に該当する場合に評価する。

5. 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の落札候補者は、次に従い申請書及び資料を提出し、豊橋市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 申請書は、別添「特別簡易型総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書」により作成すること。

イ 申請書に記載した施工実績及び配置予定技術者の施工実績を証する資料として、一般財団法人日本建設情報センターの工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）における CORINS 登録内容確認書（工事实績）を添付すること。

ただし、CORINS 登録対象工事で施工実績の完了が確認できない場合については、次に掲げる書類を添付すること。

（ア）企業の施工実績

検査合格通知書、工事履行証明書、建築確認の検査済証の写し等

（イ）配置予定技術者の施工実績

配置予定技術者の履行実績証明書及びその記載内容が確認できる書類

ウ 申請書に記載した配置予定技術者の有資格を証する資料として、主任技術者経歴証明書又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。なお、複数の配置予定技術者を申請する場合には、全ての配置予定技術者について提出すること。

エ 配置予定技術者の能力に関する申告書で、保有資格を申告する場合は、有資格を証明する書類の写しを提出すること。

オ 提出期限 提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日以内（豊橋市の休日
を定める条例（平成3年豊橋市条例第3号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日等」という。）を含まない。）

カ 提出先 豊橋市役所契約検査課 電話0532-51-2156

(2) 入札参加資格及び加算点は、豊橋市建設工事等事後審査型総合評価競争入札試行要綱に基づき開札後に確認する。

(3) 申請書、資料及び加算点申告書の作成説明会は行わない。

(4) その他

ア 評価対象期間の定めのないものについては、本公告日を基準として評価する。

イ 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書、資料及び加算点申告書を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ただし、本案件に係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出期限以降における申請書、資料及び加算点申告書の差し替え並びに再提出は認めない。

カ 提出された申請書及び資料で資格を判断できないときには、記載責任者に連絡してヒアリングを行うことがある。

キ 申請書、資料及び加算点申告表に関する問い合わせ先 (1)カに同じ

6. 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者のうち、当該資格が認められない理由について不服がある者は、市長が当該資格が認められない旨の通知を行った日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、当該理由について、書面により説明を求めることができる。

7. 評価内容の担保

落札者の責めにより技術資料に記載された内容での施工が行われない場合は、工事成績の減点を行う場合がある。

8. 評価結果の公表

各業者の評価点は、契約締結後、契約検査課にて閲覧に供する。

9. 非落札理由の説明

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日等を含まない。）以内に、非落札理由について、書面により説明を求めることができる。

10. その他

- (1) 本件は、豊橋市建設工事に係る低入札価格調査実施要領の対象工事である。調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取に協力すること。また、失格判断基準を下回った入札は失格とする。
- (2) 実際の工事に当たって、提出書類に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気・死亡・退職等の場合で、変更後の技術者の加算点に変更前の技術者と同等以上の加算点を得られることが、別に定める様式等により市が確認できた場合に限り、工事契約締結前までに配置予定技術者を変更することができる。なお、技術者に係る加算点は、変更の有無にかかわらず、当初の申請内容を採用する。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で契約する場合には、当該工事に定める配置予定技術者は当該工事の求める要件に関わらず専任で配置するものとし、当該工事に定める配置予定技術者と同等以上の資格を有する担当技術者（営業所の専任技術者を除く。）を専任で現場に追加配置することとする。
- (4) 調査基準価格を下回る価格で工事請負契約を締結した場合、下記の書類を提出しなければならない。
 - ア 下請企業に係る社会保険等法定義務を履行した証明書等
 - イ 下請に関わる全ての支払いが適正に行われたことを証する書類
 - ウ 従事した全ての自社労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する書類
 - エ 下請業務に従事した全ての労務者に係る給与、賃金が適正に支給されたことを証する元請企業としての調査報告書等
 - オ 主要材料の支払いの根拠がわかる材料受払い簿、入荷伝票、材料費の請求書、領収書等
 - カ その他必要と認める書類
- (5) 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定され技術者の配置が不可能になった時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければならない（専任が求められない場合又は10(2)の技術者の変更が可能の場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信するものとする。

なお、入札書を送信した後に上記の事由が生じた場合は、5.（1）. カと同じ場所に速やかに報告しなければならない。この場合、それ以降の案件は失格として取り扱うが、入札参加停止などの措置の対象とはならないものとする。